

## 堀内委員提出資料

看護基礎教育において充実すべき内容に関する意見  
聖路加看護大学 堀内 成子

## I 助産師教育の充実

妊産婦とその家族が、安心して安全な出産経験を迎えることができるように支援する専門職として、また産科医の不足にともなう正常分娩のケアの担い手として充実した教育が必要である。

1. 「助産学実習」では、正常分娩の取り扱い件数は10例程度を目安とし、自然な経過を理解し、分娩介助の実際を体験することを重視するという平成8年の基本的考えを遵守するよう、実習施設と指導体制を整える。特に正常分娩の1例とは、何をもって1例と考えるかの基準が必要である。
2. 「助産学実習」分娩期実習のみを指すのではなく、妊娠期の診断、産褥期のケア、新生児の蘇生を含む十分なケアの実践経験を含むこと。
3. 妊娠から分娩、産褥1ヶ月の継続ケアを実施するには、現在の8単位では、現実的に実習時間が不足である。
4. 臨床側に予備的な人員配置の余裕が求められない今日、未熟な新人を送り出すことは危険である。医療安全を守る責任から、正常分娩に関しては、最低正常分娩の介助を10例程度および、妊娠期から産褥期までの継続ケースを2例以上含むこと。
5. 「助産診断・技術学」の内容も、妊娠期の健診、分娩進行の判断、異常の早期発見と対応、産褥期においては、母乳育児を支援できる知識と技術が必要であり、現行の指定規則の6単位では不十分である。
6. 助産教育の前提として、指定規則にある看護師教育を終えたとみなされた後に、助産教育を積み重ねるべきであり、看護師教育を終えていない段階での早期導入は、教育の順序性から考えて不適切である。

## II 看護師教育の充実

1. 助産師教育の基盤をなす看護師教育においては、見学のみにとどまらない実習が必須である。
2. 特に母性看護実習は、新生児および褥婦のケアの経験ができる実習施設（診療所等）と充実した指導体制（臨床指導者への手当て、夜間の実習指導など）を工夫し整える必要がある。
3. 医療安全に関する知識と技術を学ぶ機会を整えることが必要である。